

介護報酬の地域係数是正に関する意見書

現在、東京における高齢者介護の現場は、地方と比べて深刻な人材不足に陥っており、こうした状況が長引けば、利用者に対するサービスの質の低下だけでなく、サービスそのものを提供することができなくなることも懸念されます。

その主な原因は、東京では介護職等に対する給与水準が他の産業と比較して著しく低く、また、地代や建物賃料などの不動産関係費、食費をはじめとする物価水準が全国一高いにもかかわらず、現行の介護報酬の設定がほぼ全国一律の制度となっているためです。

現行の介護報酬における人件費の地域差は、国家公務員の調整手当の支給率に準じており、特別区内の施設サービスでは1単位10円に対して10.48円、4.8%の加算しかなく、物価水準に係る地域差を満たしているものとは言えません。

さらに、国家公務員の調整手当について、国は人事院勧告を受け、平成18年度に従来の調整手当を廃止し地域手当を創設しています。

こうした国家公務員給与の見直しを踏まえれば、介護報酬における地域係数が据え置かれていることは、妥当性や合理性を欠くものと言わざるを得ません。

大都市東京において、高齢者等に良質な介護サービスを提供するためには、保険料及び利用料の水準にも留意しながら、介護報酬の設定を都市部の実情にあったものとし、介護サービスの事業者が安定的に事業を運営していくことが不可欠であります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、利用者への直接的な影響を十分に配慮しながら、介護報酬の設定における特別区の地域係数について、1級地の国家公務員の地域手当の率を適用するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月21日

江戸川区議会議長 田 島 進

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて